

公示番号	内 共 第 2 3 号										
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="402 318 708 371">漁業の種類</th> <th data-bbox="708 318 970 371">漁業の名称</th> <th data-bbox="970 318 1500 371">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="402 371 708 421">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="708 371 970 421">あ ゆ 漁業</td> <td data-bbox="970 371 1500 421">4月 1日から 翌年 2月末日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="708 421 970 465">か じ か 漁業</td> <td data-bbox="970 421 1500 465">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで		か じ か 漁業	1月 1日から 12月31日まで	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期									
第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで									
	か じ か 漁業	1月 1日から 12月31日まで									
2 漁場の位置	輪島市及び鳳珠郡能登町地先										
3 漁場の区域	次の基点第79号・ア、基点第80号・イの両直線間の町野川本流の区域、鈴屋川に設置された堰(えん)堤(輪島市町野町寺山17字26番地)の下流端の線から下流の町野川支流鈴屋川の区域、鈴屋川支流牛尾川の全部の区域及び基点第8										
2 号・ウの直線から下流の町野川支流上町川の区域	基点第79号 輪島市町野町字大川12字袖川原36の11番地(天神橋左岸上流端)に設置した標柱										
ア	基点第79号から40度00分の線と対岸との交差点										
基点第80号	鳳珠郡能登町字五十里コ部22番地(五十里ダム右岸下流端)に設置した標柱										
イ	基点第80号から28度00分の線と対岸との交差点										
基点第82号	鳳珠郡能登町字天坂乙2字22番地(上町川と寺分川との合流点左岸)に設置した標柱										
ウ	基点第82号から225度00分の線と対岸との交差点										
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで										
関係地区	輪島市及び鳳珠郡能登町(合併前の鳳至郡柳田村に限る。)										